

令和 7 年度

外部評価実施結果報告書

令和 7 年 1 月

新宿区外部評価委員会

写

令和7年11月11日

新宿区長様

令和7年度の外部評価実施結果について、次のとおり報告します。

新宿区外部評価委員会

会長	稻継 裕昭
副会長	山本 卓
委員	竹内 真雄
委員	戎井 一憲
委員	大川内 初実
委員	大西 秀明
委員	風間 義民
委員	御所窪 和子
委員	小杉 美恵子
委員	小宮 領
委員	佐伯 康之
委員	津吹 一晴
委員	中曾 清之
委員	藤川 裕子
委員	安井 潤一郎

外部評価実施結果の報告にあたって

第6期外部評価委員会（任期：令和6年度～9年度）の2年目となる今年度は、昨年度に外部評価委員会が取りまとめた行政評価制度見直しに向けた提言を踏まえ、新たな手法による試行を実施した。新宿区総合計画（平成30（2018）～令和9（2027）年度）に位置付けられている第三次実行計画（令和6（2024）～9（2027）年度）の初年度の実績について、外部評価委員会が設定する重点テーマに基づき選定した計画事業及び経常事業の評価を通じ、3つのテーマを評価した。

事業所管部署に様々なご協力を頂いたこともあり、今年度もスムーズに評価作業を進めることができた。また、2年ぶりに実施した現地視察は、提供資料やヒアリングからは理解し得ない事柄について、実地で体験することで踏み込んだ理解に繋がり、大変有意義なものとなった。

各委員が一つひとつの事業に真摯に向き合い、深く理解しようと努めたうえで、多様な視点から検討を重ねたことにより、充実した議論を行うことができた。

一方で、新たな手法による評価については、その試行の過程において、課題や問題点も改めて確認された。これらの気付きは、来年度からの本格実施に向けての改善に資するものであるため、本報告書にも盛り込んでいる。

いずれの成果についても、新宿区がより良いまちになってほしいとの思いのもと、各委員が丁寧に議論を重ねて生み出したものである。

区におかれでは、これらのこととを十分踏まえ、新宿区政の前進に向けた取組を、着実に進めてほしい。

新宿区外部評価委員会
会長 稲継 裕昭

目 次

第1章 新宿区外部評価委員会の概要

1 新宿区外部評価委員会の役割・構成	1
2 評価活動の経過	3
3 評価の対象	10

第2章 評価結果

1 評価結果の概要	12
2 評価結果等の見方	13
3 評価結果	16
効果的・効率的な行財政運営	16
公共施設マネジメントの強化	30
防災対策の強化	46

第3章 今後に向けて

<資料>

1 新宿区外部評価委員会委員名簿	60
2 新宿区外部評価委員会条例	61
3 新宿区行政評価制度に関する規則	63

第1章 新宿区外部評価委員会の概要

1 新宿区外部評価委員会の役割・構成

(1) 外部評価委員会設置の経緯と目的

新宿区外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）は、平成19年2月の新宿区基本構想審議会答申における「区民と専門家等によるチェックのしくみの早期創設の提案」を受け、新宿区総合計画（以下「総合計画」という。）と新宿区実行計画の進行管理を行うため、平成19年9月、区長の附属機関として新たに設置されたものである。

この間、総合計画の施策（以下「個別目標」という。）新宿区第一次実行計画（平成20～23年度）（以下「第一次実行計画（平成20～23年度）」といふ。）補助事業の評価を実施し、平成24年度からは新たに経常事業評価を開始した。また、平成25年度からは、新宿区第二次実行計画（平成24～27年度）（以下「第二次実行計画（平成24～27年度）」といふ。）の評価、平成29年度からは、新宿区第三次実行計画（平成28・29年度）（以下「第三次実行計画（平成28・29年度）」といふ。）の評価、平成30年度からは、総合計画の個別施策（以下「個別施策」といふ。）の評価、令和元年度からは、新宿区第一次実行計画（平成30（2018）～32（2020）年度）（以下「第一次実行計画（平成30～32年度）」といふ。）の評価、令和4年度からは、新宿区第二次実行計画（令和3（2021）～5（2023）年度）（以下「第二次実行計画（令和3～5年度）」といふ。）の評価、令和7年度からは新宿区第三次実行計画（令和6（2024）～9（2027）年度）（以下「第三次実行計画（令和6～9年度）」といふ。）の評価を実施している。

外部評価委員会は、行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保していくことを目的としている。

(2) 所掌事務

外部評価を実施し、その評価の結果を区長に報告すること。

その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議し、答申すること。

(3) 外部評価委員会の構成

外部評価委員会は、次の15名で構成されている。

学識経験者3名 公募による区民6名

区内各種団体の構成員6名

(4) 部会の設置

調査及び審議の効率的な運営を図るため、次の三つの部会を設置している。

第1部会：まちづくり・環境・みどり

第2部会：福祉・子育て・教育・くらし

第3部会：自治・コミュニティ・文化・観光・産業

(5) 評価の流れ

区が実施する行政評価には、行政内部が実施する内部評価と外部評価委員会が実施する外部評価があり、その流れは次のとおりである。

内部評価

各部の職員（管理職）で構成された経営会議を「内部評価委員会」として、各部が実施する施策及び事業について、達成度、効率性、成果、妥当性等を分析、検証し、区長に報告する。

区長はその結果を公表する。

外部評価

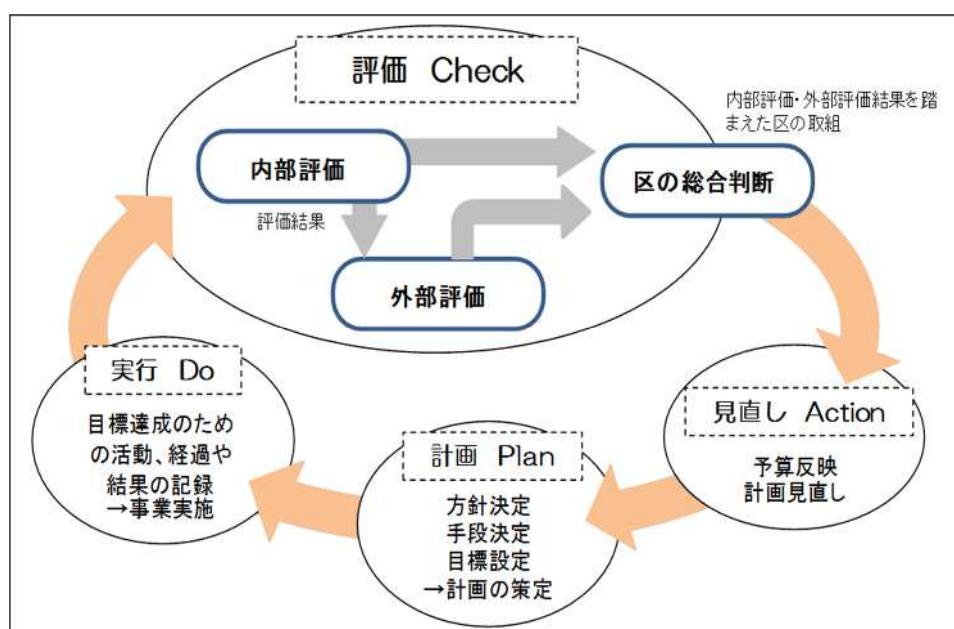
「外部評価委員会」は、上記 の内部評価結果を踏まえ、当該内部評価の対象となった施策及び事業について達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析、検証し、区長に報告する。

区長はその報告を公表する。

区の総合判断

区長は、内部評価及び外部評価、また、これらに対する区民からの意見を踏まえ、行政委員会とも調整した上で、区の総合判断を行い、予算編成に反映する。

区長はその結果を公表する。



2 評価活動の経過

【平成 19 年度】

平成 19 年度は外部評価委員会の立ち上げの年であり、評価の手法・手順など全体的な流れをつかむこととして評価を実施した。

【平成 20 年度】

平成 20 年度は、本格的な外部評価の実施として、平成 19 年度に外部評価を実施した対象施策を掘り下げるとともに、関連施策を抽出して 18 施策を対象に評価を実施した。さらに、補助事業については、関連する計画事業と併せて確認した。

【平成 21 年度】

平成 21 年度は、平成 20 年度から始まった総合計画及び第一次実行計画（平成 20 ~ 23 年度）に係る内部評価のうち、まちづくり編に係る個別目標及び計画事業全ての評価を行った。評価に当たっては、新宿区基本構想の理念である「新宿力」を形づくる上で、「協働」は重要な手法の一つと考えられるため、基本となる四つの視点のほか、「協働」を軸に評価を実施した。

【平成 22 年度】

平成 22 年度は、計画事業について、平成 22 年度内部評価実施結果報告書（以下「内部評価報告書」という。）のほか、平成 21 年度の外部評価結果を踏まえた区の取組についてを確認した上で、評価対象を抽出して評価を実施した。また、平成 19 年度から平成 21 年度の 3 年間の実績を踏まえた補助事業の内部評価が行われたため、外部評価委員会においても全補助事業を対象に評価を実施した。

【平成 23 年度】

平成 23 年度は、第二次実行計画（平成 24 ~ 27 年度）の策定の年に当たるため、平成 23 年度内部評価における計画事業（まちづくり編）を評価するとともに、計画事業（区政運営編）も評価した。さらに、第二次実行計画（平成 24 ~ 27 年度）に外部評価委員会の意見を反映させるため、「第二次実行計画の方向性に対する意見」を付した。また、経常事業の内部評価が試行されたことに伴い、外部評価委員会として経常事業評価の手法等について、内部評価の課題を抽出し検証を行った。検証結果は、「経常事業評価（試行結果）について（評価手法の確立に向けて・外部評価委員会意見）」（以下「経常事業評価外部評価意見」という。）として区長に報告した。

【平成 24 年度】

外部評価委員会委員が改選された初年度である平成 24 年度は、第一次実行計画（平成 20 ~ 23 年度）の最終年度の評価であるため、上位計画である個別目標について外部評価委員会意見を付した。また、計画事業（まちづくり編及び区政運営編）については、平成 20 年度から平成 23 年度までの第一次実行計画期間における総合評価を実施した。さらに、経常事業についても新たに外部評価を行った。

【平成 25 年度】

平成 25 年度は、第二次実行計画（平成 24 ~ 27 年度）の初年度の評価であり、計画事業のまちづくり編を平成 25・26 年度の 2 か年で評価することとし、計画事業のまちづくり編の約半数となる事業の評価を行った。

また、経常事業は平成 24 年度に比べて内部評価の事業数が増えたため、外部評価についても対象事業を増やして評価した。

【平成 26 年度】

計画事業のまちづくり編を平成 25・26 年度の 2 か年で評価することとしたため、平成 26 年度は、平成 25 年度に外部評価を行わなかった約半数の事業について評価した。

また、経常事業は、平成 23 年度の経常事業評価外部評価意見に基づき、区民に身近で区民目線から評価可能な事業、協働の視点が入る事業として、主に自治事務に関する事業を抽出して評価した。

評価に当たっては、内部評価報告書を読み込んだ上で、各事業課から事業に関する資料の事前提出を求めるとともに、必要に応じてヒアリング後の再質問を行った。

評価結果は、計画事業・経常事業ともに、部会ごとに取りまとめた後、外部評価委員会として全体のまとめを行った。

【平成 27 年度】

平成 27 年度は、第三次実行計画（平成 28・29 年度）の策定の年に当たるため、平成 27 年度内部評価における計画事業（まちづくり編）の全てを評価するとともに、計画事業（区政運営編）も評価した。さらに、第三次実行計画（平成 28・29 年度）に外部評価委員会の意見を反映させるため、例年より早く評価結果の取りまとめを行った。

経常事業評価は、平成 27 年度が、平成 24 年度から実施してきた最終年度であるため、経常事業（まちづくり編）だけでなく、経常事業（区政運営編）も評価した。

評価に当たっては、内部評価報告書のほか、事業に関する資料や過去の評価結果なども参考とし、評価の効果・効率性の向上に努めた。

【平成 28 年度】

外部評価委員会委員が改選された初年度である平成 28 年度は、第二次実行計画（平成 24～27 年度）の最終年度の評価を行った。また、平成 24 年度から平成 27 年度までの第二次実行計画期間における総合評価を実施した。このため、平成 27 年度内部評価における計画事業（まちづくり編）の全事業だけでなく、計画事業（区政運営編）も評価し、第二次実行計画（平成 24～27 年度）の振り返りを行った。

【平成 29 年度】

平成 29 年度は、第三次実行計画（平成 28・29 年度）の初年度の評価であり、また、第一次実行計画（平成 30～32 年度）の策定の年に当たるため、計画事業のほぼ全ての事業について評価を行った。評価作業に当たっては、効率化を図るため、内部評価報告書のほか、事業に関連する資料やヒアリングの事前質問・事後質問を活用するとともに、書面評価も実施した。

また、平成 30 年度から始まる新総合計画期間において、より適切に施策・事業の進行管理を行っていくために、平成 28・29 年度の 2 か年でこれまでの行政評価制度を振り返り、新たな手法について検証を行った。検証結果は、「行政評価の手法等の検証について」として区長に報告した。

【平成 30 年度】

外部評価委員会委員が改選された初年度である平成 30 年度は、これまでの計画事業単位の評価に加えて、施策単位の評価を行った。外部評価委員会で選定した個別施策の評価、当該個別施策を構成する計画事業の評価（第三次実行計画（平成 28・29 年度）の最終年度の評価）及び経常事業の取組状況の確認を行った。

評価作業に当たっては、より効果的・効率的に評価を行うため、ヒアリングに向けた事前準備として部会で学習会を行うとともに、評価対象の個別施策に関連する施設等の現地視察を実施した。

【令和元年度】

令和元年度は、平成 30 年度に引き続き施策単位の評価を行った。外部評価委員会で選定した個別施策の評価、当該個別施策を構成する計画事業の評価（第一次実行計画（平成 30～32 年度）の初年度の評価）及び経常事業の取組状況の確認を行った。また、施策単位の評価が 2 年度目であり、評価の対象となる個別施策の数を増やして実施した。

【令和 2 年度】

評価対象である 6 個別施策について外部評価の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から中止とした。

なお、第 4 期外部評価委員会委員の任期満了に伴い、3 年間の活動の総括として「行政評価の課題と意見」を取りまとめた報告書を作成し、第 2 回外部評価委員会（全体会）において区長へ報告した。

【令和 3 年度】

外部評価委員会委員が改選された初年度である令和 3 年度は、引き続き施策単位の評価を行った。外部評価委員会で選定した個別施策の評価、当該個別施策を構成する計画事業の評価（第一次実行計画（平成 30～32 年度）の最終年度の評価）及び経常事業の取組状況の確認を行った。

個別施策と計画事業については、令和 2 年度の取組・評価に加え、これらが第二次実行計画（令和 3～5 年度）にどのように反映され、令和 3 年度において取り組まれているかを評価した。

評価作業に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策を行い、ヒアリングに向けた事前準備として部会で学習会を行うとともに、ヒアリング後、評価の取りまとめを行った。現地視察は新型コロナウイルス感染症の影響により中止としたものの、オンライン併用で委員会や部会を開催し、評価作業を進めた。

なお、内部評価が計画事業単位での評価から、各計画事業を構成する一つひとつの事業（枝事業）ごとの評価を実施したことに伴い、外部評価も同様の評価を実施した。

【令和 4 年度】

令和 4 年度は、引き続き施策単位の評価を行った。外部評価委員会で選定した個別施策の評価、当該個別施策を構成する計画事業の評価（第二次実行計画（令和 3～5 年度）の初年度の評価）及び経常事業の取組状況の確認を行った。

個別施策と計画事業については、令和 3 年度の取組・評価に加え、これらがどのように反映され、令和 4 年度において取り組まれているかを評価した。

評価作業に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策を講じるとともに、オンライン併用で委員会や部会を開催した。また、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により現地視察を中止したが、令和4年度は感染症対策を講じた上で実施した。

【令和5年度】

令和5年度は、引き続き施策単位の評価を行った。外部評価委員会で選定した個別施策の評価、当該個別施策を構成する計画事業の評価（第二次実行計画（令和3～5年度）の2年目の評価）及び経常事業の取組状況の確認を行った。

個別施策と計画事業については、令和4年度の取組・評価に加え、これらがどのように反映され、令和5年度において取り組まれているかを評価した。

なお、令和5年度は第5期外部評価委員会委員任期の最終年度にあたることから、令和3～5年度の外部評価実施結果を踏まえ、令和5年度に策定される第三次実行計画への提言を実施した。

【令和6年度】

外部評価委員会委員が改選された初年度である令和6年度は、引き続き施策単位の評価を行った。外部評価委員会で選定した個別施策の評価、当該個別施策を構成する計画事業の評価（第二次実行計画（令和3～5年度）の最終年度の評価）及び経常事業の取組状況の確認を行った。

また、評価作業を通じて浮き彫りになった課題や問題点を踏まえ、行政評価制度見直しに向けた提言を取りまとめた。

【令和7年度】

令和6年度に外部評価委員会で取りまとめた行政評価制度見直しに向けた提言を踏まえ、新たな手法による試行を実施した。

従来の個別施策の評価に代わり、外部評価委員会が設定する重点テーマを評価するテーマ別評価を行い、合わせて、テーマに基づき選定する計画事業の評価（第三次実行計画（令和6～9年度）の初年度の評価）及び経常事業の評価を行った。

【活動経過】

全体会

回	開催年月日	審議事項等
第1回	令和7年5月19日	評価方針について 外部評価の対象について
第2回	令和7年10月23日	評価の取りまとめについて(その1)
第3回	令和7年10月24日	評価の取りまとめについて(その2)

部会

[第1部会]

評価対象

テーマ「防災対策の強化」

回	開催年月日	審議事項等
第1回	令和7年7月10日	ヒアリングに向けての準備等について
第2回	令和7年8月5日	<p>ヒアリングの実施</p> <p>計画事業 29 「高齢者や障害者を対象とした福祉防災の充実」</p> <p>経常事業 357 「女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難所運営体制の充実」</p> <p>経常事業 358 「福祉避難所の充実と体制強化」</p> <p>経常事業 359 「災害用備蓄物資の充実」</p> <p>経常事業 372 「災害訓練等の実施」</p> <p>経常事業 376 「ペット防災対策事業」</p> <p>【担当課】</p> <p>総務部（危機管理課）、福祉部（地域福祉課）、 健康部（衛生課）</p>
第3回	令和7年8月6日	現地視察 視察場所：新宿歴史博物館、区立防災センター、牛込仲之小学校
第4回	令和7年8月20日	評価の取りまとめについて（その1）
第5回	令和7年8月21日	評価の取りまとめについて（その2）

[第2部会]

評価対象

テーマ「公共施設マネジメントの強化」

回	開催年月日	審議事項等
第1回	令和7年 7月9日	ヒアリングに向けての準備等について
第2回	令和7年 7月30日	<p>ヒアリングの実施</p> <p>計画事業 61 「区有施設等の長寿命化」 中長期修繕計画に基づく施設の維持保全 [再掲] 計画事業 26 まちをつなぐ橋の整備</p> <p>計画事業 62 「区有施設のマネジメント」 牛込保健センター等複合施設の建替え 旧都立市ヶ谷商業高等学校の将来活用 [再掲] 計画事業 46 区有施設の照明設備 LED 化</p> <p>経常事業 658 「区立住宅の維持保全」 経常事業 659 「道路の維持保全」 経常事業 662 「本庁舎整備検討調査」 経常事業 665 「区公共施設の計画保全」 経常事業 666 「土木アセットマネジメントシステムの運用」</p> <p>【担当課】 総合政策部(行政管理課、本庁舎対策等担当課) 総務部(施設課) 健康部(牛込保健センター) みどり土木部(土木管理課、道路課) 都市計画部(住宅課)</p>
第3回	令和7年 8月6日	現地観察 観察場所:新宿区役所(本庁舎・第一分庁舎・第二分庁舎)
第4回	令和7年 8月22日	評価の取りまとめについて(その1)
第5回	令和7年 8月27日	評価の取りまとめについて(その2)

[第3部会]

評価対象

テーマ「効果的・効率的な行財政運営」

回	開催年月日	審議事項等
第1回	令和7年 7月7日	ヒアリングに向けての準備等について
第2回	令和7年 7月28日	<p>ヒアリングの実施</p> <p>計画事業 58 「公民連携（民間活用）の推進」</p> <p>計画事業 59 「効果的・効率的な業務の推進」</p> <p>業務改善・業務の見直しの推進</p> <p>滞納整理業務の一元化</p> <p>計画事業 60 「基幹業務システム基盤の整備」</p> <p>計画事業 64 「行政手続のオンライン化等の推進」</p> <p>計画事業 65 「自治体DXを推進する人材の育成」</p> <p>経常事業 623 「行政評価制度の推進」</p> <p>経常事業 624 「広聴活動」</p> <p>経常事業 634 「電子区役所の推進」</p> <p>経常事業 647 「区税収納率の向上」</p> <p>経常事業 648 「課税事務の効率的な運営」</p> <p>【担当課】</p> <p>総合政策部（企画政策課、行政管理課、区政情報課、情報戦略課）</p> <p>総務部（税務課、滞納対策課）</p>
第3回	令和7年 8月18日	現地視察 視察場所：中野区役所
第4回	令和7年 8月28日	評価の取りまとめについて

3 評価の対象

令和7年度は、外部評価委員会が選定する3つのテーマを対象に評価を実施した。

また、テーマに基づき選定する計画事業、及び経常事業の評価を実施した。

(1) 第1部会（まちづくり・環境・みどり）

評価対象テーマ（計画事業・経常事業）	
テーマ「防災対策の強化」	
計画事業	29 高齢者や障害者を対象とした福祉防災の充実
経常事業	357 女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難所運営体制の充実
	358 福祉避難所の充実と体制強化
	359 災害用備蓄物資の充実
	372 災害訓練等の実施
	376 ペット防災対策事業

(2) 第2部会（福祉・子育て・教育・くらし）

評価対象テーマ（計画事業・経常事業）	
テーマ「公共施設マネジメントの強化」	
計画事業	中長期修繕計画に基づく施設の維持保全 [再掲] 計画事業 26 まちをつなぐ橋の整備 [再掲] 計画事業 42 公園施設の計画的更新
経常事業	61 区有施設等の長寿命化 牛込保健センター等複合施設の建替え 旧都立市ヶ谷商業高等学校の将来活用 [再掲] 計画事業 46 区有施設の照明設備 LED 化
	658 区立住宅の維持保全
	659 道路の維持保全
	662 本庁舎整備検討調査
	665 区公共施設の計画保全
	666 土木アセットマネジメントシステムの運用

(3) 第3部会(自治・コミュニティ・文化・観光・産業)

評価対象テーマ(計画事業・経常事業)		
テーマ「効果的・効率的な行財政運営」		
計画事業	58	公民連携(民間活用)の推進
	59	効果的・効率的な業務の推進
		業務改善・業務の見直しの推進 滞納整理業務の一元化
60 基幹業務システム基盤の整備		
経常事業	623	行政評価制度の推進
	624	広聴活動
	634	電子区役所の推進
	647	区税収納率の向上
	648	課税事務の効率的な運営
計画事業	63	多様な決済手段を活用した電子納付の推進
	64	行政手続のオンライン化等の推進
	65	自治体 DX を推進する人材の育成
		評価対象ではないが、経常事業 647 の関連事業として、内容を確認した。
		評価対象ではないが、経常事業 634 の関連事業として、内容を確認した。
		評価対象ではないが、計画事業 59 の関連事業として、内容を確認した。

(4) 部会別評価数

部会	テーマ	計画事業	経常事業
第1部会	1テーマ	1事業	5事業
第2部会	1テーマ	2事業 枝事業を含む事業数 6事業	5事業
第3部会	1テーマ	3事業 枝事業を含む事業数 4事業	5事業
合計	3テーマ	6事業 枝事業を含む事業数 11事業	15事業

第2章 評価結果

1 評価結果の概要

令和7年度に実施した外部評価結果は以下のとおりである。

テーマ別評価（3テーマ）と、テーマに基づき選定する計画事業（6事業（枝事業を含む事業数11事業））及び経常事業（15事業）の評価を行った。

（1）テーマ別評価

テーマ別評価については、テーマに対する区の取組状況の評価区分を「良好」・「おおむね良好」・「やや不十分」・「不十分」として、評価を行った。また、今後の取組の方向性に対して、区民の目線をいかして意見を付した。

3つのテーマのうち、2テーマを「おおむね良好」と評価し、1テーマを「やや不十分」と評価した。

（2）計画事業評価

計画事業の評価については、評価区分を「計画以上」・「計画どおり」・「計画以下」として、各計画事業を構成する一つひとつの事業（枝事業）ごとに評価を行った。また、今後の取組の方向性に対して、区民の目線をいかして意見を付した。

計画事業の評価については、枝事業を含む事業数11事業のうち、9事業を「計画どおり」と評価し、2事業を「計画以下」とした。

（3）経常事業評価

経常事業の評価については、評価区分を「適切」・「改善が必要」として、事業ごとに評価を行った。また、今後の取組の方向性に対して、区民の目線をいかして意見を付した。

経常事業の評価については、15事業のうち、14事業を「適切」と評価し、1事業を「改善が必要」と評価した。

各評価については、評価結果（16ページ以降）のとおりである。

2 評価結果等の見方

(1) テーマ別評価

テーマ	テーマ名
-----	------

外部評価結果 (良好 / おおむね良好 / やや不十分 / 不十分)
当該テーマに対する外部評価の結果

外部評価意見 【評価】
【今後の取組の方向性に対する意見】
【その他意見・感想】 当該テーマに対する外部評価の視点による意見 【評価】: 必ず記載 【今後の取組の方向性に対する意見】: 意見のある場合に記載 【その他意見・感想】: 意見のある場合に記載

内部評価	当該テーマの内部評価結果
------	--------------

(2) 計画事業評価

計画事業			テーマに基づき選定した計画事業名（第三次実行計画）
------	--	--	---------------------------

事業概要	
第三次実行計画期間における事業実施方法	

外部評価結果 (計画以上 / 計画どおり / 計画以下)	
当該計画事業に対する外部評価の結果	
外部評価意見	
【評価】	

【今後の取組の方向性に対する意見】

【その他意見・感想】

当該計画事業に対する外部評価の視点による意見

【評価】: 必ず記載

【今後の取組の方向性に対する意見】: 意見のある場合に記載

【その他意見・感想】: 意見のある場合に記載

内部評価	当該計画事業の内部評価結果
------	---------------

(3) 経常事業評価

経常事業	テーマに基づき選定した経常事業名
------	------------------

事業概要
当該経常事業の目的、実施内容

外部評価結果 (適切 / 改善が必要)
当該経常事業に対する外部評価の結果
外部評価意見
【評価】

【今後の取組の方向性に対する意見】

【その他意見・感想】

当該経常事業に対する外部評価の視点による意見

【評価】: 必ず記載

【今後の取組の方向性に対する意見】: 意見のある場合に記載

【その他意見・感想】: 意見のある場合に記載

内部評価	当該経常事業の内部評価結果
------	---------------

3 評価結果

テーマ

効果的・効率的な行財政運営

外部評価結果

(良好 / おおむね良好 / やや不十分 / 不十分)

やや不十分

外部評価意見

【評価】

個別の項目や事業においては計画どおり進められておりその点は評価できる。ただ、そもそもの計画自体が、日進月歩のデジタル化の進展の中ではスピード感に欠けており、その点、不十分に感じる。全面的な DX 化は庁舎移転までに実施すれば良いと考える職員もいるかもしれないが、それだと明らかに遅い。現地視察で見た中野区でも、庁舎移転前から庁舎移転後のこととを念頭に DX 化を進めてきたとのことであった。ましてや、庁舎移転がずっと後になる新宿区においては、移転時期に関係なく、先進的な取組をどんどん取り入れるべきである。以上のことから、「やや不十分」であると評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

全局的に OODA () の考え方を取り入れ、部署の垣根を越えて情報共有や水平展開を進めるとともに、区民に対しては分かりやすい情報開示を行ってほしい。

OODA(ウーダ)ループ…Observe(観察)・Orient(状況判断)・Decide(意思決定)・Act(行動)を繰り返す意思決定の考え方のこと。

人材獲得競争が激化する昨今においては、区も民間と同様に経営的な視点で取り組む必要があり、そのためには民間の知恵を積極的に活かす姿勢が求められる。民間提案制度においては、採用された提案に限らず、採用に至らなかった提案からも業務改善や区政課題解決のヒントが得られる可能性があるため、そうした点にも目を向けて取り組んでもらいたい。

「新宿区情報化戦略計画」は平成 30 年に策定、令和 3 年に改訂されたものであるが、IT 施策の計画や方針策定においては社会の変化に即した計画期間の設定が必要である。また、計画の記述は一般的で努力目標的な内容にとどまっており、具体的な進捗が不明瞭である。

IT は行政運営の中心に位置づけるべきであり、区長自らが積極的に学びリーダーシップをとる形で、全庁的な IT 化を牽引する姿勢が必要である。情報システム部門やシステム事業者に任せきりの形では IT ガバナンスが不十分であり、各行政委員会を含めた庁内の IT マネジメント体制の構築が必要ではないか。また、IT 人材の育成や業務効率化のためには、AI に関する民間資格など、IT スキルに関する民間資格取得を積極的に進めてはどうか。

【その他意見・感想】

他自治体や民間の取組を参考にしつつ、職員や区民の声を反映した業務改善に期待する。

IT の現状に関する評価については、外部の区民委員だけで判断するには限界があり、短時間での評価は困難である。専門的な視点を取り入れるためにも、第三者の IT 専門家による外部評価を積極的に実施し、その結果を報告書として開示・活用する形が望ましい。

内部評価

おおむね良好

事業概要

民間の柔軟な発想や専門性を活かし、質の高い行政サービスを提供するため、民間提案制度を活用し、様々な分野にまたがる民間との連携を推進していきます。また、実証実験の企画提案を募集し、質の高い行政サービスの提供につながることが見込まれる企画提案について、実証実験の場の提供・資金の補助・事業周知による支援を行います。さらに、民間事業者等を対象に既存のプラットフォームや関係団体へのアウトリーチ型の制度周知・情報発信を行い、公民のパートナーシップを深めていきます。

外部評価結果

(計画以上 / 計画どおり / 計画以下)

計画どおり

外部評価意見

【評価】

本事業は、民間の柔軟な発想や専門性を活かし、行政サービスの質の向上を図ることを目的として、民間提案制度の活用や実証実験の実施、制度周知のためのイベント開催などを通じて、公民連携の推進を図っている。

令和6年度においては、職員向け研修や民間事業者向けのセミナー等を計画どおり実施し、本事業の達成度を測る2つの指標についても令和6年度はいずれも目標を達成している。行政サービスの質向上、税外収入の多様化、区のサービス充実や魅力上昇につながる事業と評価できることから、「計画どおり」と評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

民間提案制度について、新宿区の規模から考えると、提案応募件数と採用件数ともに少ないを感じる。

制度のプロセスが複雑に見えるため、応募者にとって分かりやすく、参加しやすいものとなるような工夫を行ってほしい。また、提案制度におけるインセンティブなどを明確に示すことで、事業者側のモチベーション喚起を図ることも重要である。

あわせて周知に関しては、セミナー等の開催を一過性のものにとどめず、オンデマンド配信などにより継続的に繰り返し視聴可能な形としてはどうか。

他自治体の先進事例を積極的に収集・分析し、制度の改善に活かすとともに、過去の採用事業の成果や課題についても継続的なモニタリングを行ってもらいたい。

本事業の推進に当たっては、ふるさと納税制度による減収分を取り戻すという視点も持つて進めてもらいたい。また、単に事業選定を目的とするのではなく、採用された事業が区民の生活にどのような変化や価値をもたらすか、区民への貢献を意識しながら取り組んでほしい。

【その他意見・感想】

ネーミングライツ事業については、事業実施の意義や効果を検証しながら進めてもらいたい。

内部評価

計画どおり

計画事業	59	効果的・効率的な業務の推進(業務改善・業務の見直しの推進)
(関連事業) 計画事業	65	- 自治体 DX を推進する人材の育成

事業概要

区民サービスの向上や働き方改革への対応につなげるため、効果的・効率的な業務の推進に向けて、業務手順や執行体制の見直し、RPA、文章生成 AI 等の ICT の利活用など、窓口サービス・業務の見直しに取り組んでいきます。

外部評価結果

(計画以上 / 計画どおり / 計画以下)

計画以下

外部評価意見

【評価】

事業自体は当初計画に沿って実施されたが、計画の内容そのものが、現下の全国的な行政 DX の流れと比較して遅れていると感じる。また、全庁的な周知や共有・了解が十分に進んでいない面もある。このことから、「計画以下」と評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

業務改善の実施後には、導入の結果や効果を隨時フィードバックし、無理・無駄のない未来志向の定型業務へと進化させるよう心掛けてほしい。

業務改善を進めるにあたっては、IT 人材の確保及び育成が不可欠である。職員の ICT スキル向上に向けては、IT 研修を全庁的に実施し、理解度の把握とその結果に応じた適切なフォローアップが必要である。

現状、区では e ラーニングにより DX 研修を実施しているとのことだが、受講できる職員数が限られており、また、本来 100% であるべき受講完了率が低いという課題を抱えている。

より実効性のある IT 人材育成手法として、民間企業への人材出向や、受講職員数を限定しない研修コンテンツ導入なども視野に入れてはどうか。

また、IT 人材の確保にあたっては、民間への流出リスクも踏まえた報酬体系の見直しや、タレントマネジメントの強化も検討してほしい。

他自治体の先進事例や現況を把握し、区の取組に活かしてもらいたい。

【その他意見・感想】

本事業は業務改革の中核となる取組であるので、今後一層の推進を期待したい。

IT分野において将来的に見据える取組と、現在区で持つ資源について、見える化・棚卸しを行ってほしい。

内部評価	計画どおり
(関連事業)内部評価	計画以下

計画事業 65「自治体 DX を推進する人材の育成」

事業概要

特別区民税・都民税、軽自動車税（種別割）と国民健康保険料の滞納整理業務を一元的に担当する部門を新たに設置するとともに、滞納整理業務の一元化に係るシステムの整備等を進め、区民の負担軽減や業務の効率化を図ります。また、介護保険料と後期高齢者医療保険料の滞納整理業務部門との情報共有・連携やシステムの整備等を進め、区民の生活状況に応じた納付相談等を実施していきます。

外部評価結果

（計画以上／計画どおり／計画以下）

計画どおり

外部評価意見

【評価】

滞納対策課の新設置に向け、税務課と医療保険年金課の職員による制度研修を丁寧に実施し、令和7年1月からの滞納管理システムの稼働、2月からの新宿区納付案内センターの運用開始等が着実に進められたため、「計画どおり」と評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

ヒアリングでは、国民健康保険料の収入率について、外国人居住者が多い区では特別区平均を下回る傾向があるとの説明があったが、外国人の滞納の原因分析については十分に明確化されていない面もあり、早急に実態把握と要因の精査を進めてもらいたい。

支払い能力があるにもかかわらず滞納する人に対して実質的なペナルティがない場合、制度の不公平感が生じ、モラルハザードにつながる恐れがある。一方で、支払い能力がない滞納者もいることから、両者への対応方針を分けて検討する必要があるのではないか。

【その他意見・感想】

外国人が多い新宿区では、特有の課題が多く見られる。これまでの多文化共生実態調査などで蓄積された知見やネットワークを活かし、特命部署の設置や雇用支援などを通じて、外国人との共生を進める先進的な自治体としての取組が期待される。

国民健康保険料の不納欠損率（調定額に対する不納欠損額の割合）は5%と高く、区税の不納欠損率（0.2%）と比較しても大きな差がある。この一因には、「税の時効が5年であるのに対し国民健康保険料の時効はたった2年である。」もしくは「税金は低所得の場合に非課税となる一方で、国保料は所得が低くても賦課される。」といった、制度上の構造的な問題がある可能性がある。

また、国税と都税と区税はそれぞれ別個で徴収を行っているが、本来は一元的に徴税した方が効果的・効率的であると思われる。

こういった制度上の課題に対し区としてできることには限界があると思うが、制度の改善に向け国へ働きかけていくべきではないか。

内部評価

計画どおり

計画事業	60	-	基幹業務システム基盤の整備
------	----	---	---------------

事業概要

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく標準準拠システムの導入及び国が整備するガバメントクラウドの活用に向けて、住民記録・税・国民年金・印鑑登録の基幹業務システムを運用しているホストコンピュータ（大型汎用機）を廃止し、基幹業務システムの基盤の整備を行い、情報システムの運用の効率化と経費縮減を図ります。

外部評価結果

（計画以上／計画どおり／計画以下）

計画どおり

外部評価意見

【評価】

計画どおり、住民記録・税・国民年金業務に係るシステムを標準システム等（ ）へ移行完了した。国の主導のもと、自治体情報システムの標準化・共通化が行われてあり、今後も様々な業務の標準化が進むとされている。以上のことから、「計画どおり」と評価する。

住民記録・国民年金業務システムは標準準拠システムへ、税業務システムはホストコンピュータからオープン系システムへ、それぞれ年度当初計画どおり移行完了。なお、税業務システムは令和8年2月に標準準拠システムへ移行予定。

【今後の取組の方向性に対する意見】

令和6年度は10億円という大きな予算規模の事業であった。今後も引き続き運用コストがかかることから、積極的なシステム利活用により区民サービスの向上や職員の負担軽減を図ってもらいたい。

基幹業務システム基盤の整備として、システム移行にかかる一時的なコストは示されているが、その後の継続的な運用コストは示されていない。広い意味での区の各部署でかかるシステム費用の全体規模は全庁的に把握されていないとのことだったが、本来は把握しておくべきではないか。

【その他意見・感想】

基幹業務システム基盤の移行は無事に完了したが、システム投資には、年度ごとの短期計画よりも、将来の運用コストや投資効果を見据えた長期的な計画が必要である。全庁的なシステム費用の把握を行ったうえで、性能指標や改善指標を明示し、長期的目線を持ちながら取り組んでいくべきではないか。

内部評価	計画どおり
------	-------

経常事業	623	行政評価制度の推進
------	-----	-----------

事業概要

区が行う施策や事業を客観的に評価し、評価結果を区の政策形成の基礎とすることを目的に、「新宿区総合計画」の個別施策や「実行計画」に掲げる事業を中心に行財政運営を実施します。このことにより、行財政運営におけるPDCAサイクルの強化を図っていきます。

外部評価結果

(適切／改善が必要)

適切

外部評価意見

【評価】

より効果的・効率的な評価制度とするため手法の見直しについても取り組んでおり、より透明性のある行政評価制度を目指していることが認められるため、「適切」と評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

外部評価委員会の開催に当たっては、充実した議論を尽くせるよう、十分に余裕あるスケジュールの設定を心掛けてほしい。

区民意見の募集期間延長や、行政評価制度の積極的な情報発信などにより、行政評価を区民に分かりやすく伝える姿勢を追求してもらいたい。

内部評価

適切

経常事業	624	広聴活動
------	-----	------

事業概要

区民意識調査、区政モニターなどを通じて区民の意向、生活意識等を把握し、今後の区政運営に反映していきます。調査結果はホームページで公開します。また、法律相談を始め各種相談を行い、区民生活の安定を図ります。

外部評価結果

(適切 / 改善が必要)

適切

外部評価意見

【評価】

職員が区民の意向を把握できるよう、区民意識調査、区政モニターアンケート、対話集会等の複数の広聴活動を通じ、広く区民の声を聴こうという姿勢が確認できたため、「適切」と評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

行政と区民の対話は、相互の良好な関係のためには必要不可欠である。従前のやり方に拘泥することなく、区民の意見を広く深く求める働きかけを実施し続けてほしい。

区民からアンケート調査等で意見を募る際には、区が重視している指標や毎年の改善内容、その成果を数値で示すなど、判断の材料となる情報をホームページ等で分かりやすく積極的に開示することも必要ではないか。

【その他意見・感想】

区民への意識調査やアンケートの回収については、オンライン回答導入による自動集計が多くの自治体で取り入れられており、新宿区においても同様の方法での実施が望まれる。

区民の意見を丁寧に拾い上げることで区と区民の間の認識のミスマッチを防ぎ、相互の距離を縮めることは、令和7年に施行された「新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえ条例」において求められている区民の自発的参加を促す上でも重要である。

内部評価	適切
------	----

経常事業	634	電子区役所の推進
(関連事業) 計画事業	64	- 行政手続のオンライン化等の推進

事業概要

区民によりよいサービスを効率的に提供するため、社会保障・税番号制度の活用を図る等、利便性の高い電子区役所を推進します。

外部評価結果

(適切 / 改善が必要)

適切

外部評価意見

【評価】

新たな電子申請サービスへの移行も完了しており、「適切」と評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

国で電子化を優先すべきとされている業務については既に対応が完了しているとのことだが、区全体では約 1,000 件の行政手続きのうち電子化されているのが 130 件で、カバレッジは 13% にとどまっている。今後は 5 年程度を目安に電子化の計画を立て、他自治体との意見交換も行いながら、取組を加速させるべきである。

【その他意見・感想】

電子化の推進は重要である一方で、すべての区民が電子申請に対応できるわけではないため、旧来の手法による対応も残しつつ併用することが望ましい。有事を含むあらゆる状況において、区民を速やかに支援できるよう、デジタルとアナログの両輪で対応できる体制をとってもらいたい。

内部評価	適切
(関連事業) 内部評価	計画どおり

計画事業 64「行政手続のオンライン化等の推進」

経常事業	647	区税収納率の向上
(関連事業) 計画事業	63	- 多様な決済手段を活用した電子納付の推進

事業概要

納税推進計画を策定するとともに、滞納整理支援システムや納税催告センターを活用し、徴収力を強化しています。東京都との連携やインターネット公売を利用した滞納整理を行います。さらに、在宅で納付できるクレジットカード納付やペイジー納付を導入し、納付の機会を拡大しています。

外部評価結果

(適切 / 改善が必要)

適切

外部評価意見

【評価】

収入率が高く、架電業務見直しにより納税催告センターにおける納付件数および納付金額も伸びているため、「適切」と評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

区税収入率は 97.06% となっているが、最終的に目指すべきは 100%だと考えられるので、引き続き区税収入率の向上を目指し、目標数値を設定するなどしながら取組を進めてほしい。

納付案内センター業務を担当する委託事業者と緊密な連携を図りながら取り組んでもらいたい。

【その他意見・感想】

仕事に職員を充てるチーム制強化や、事例のデータベース作成など、組織的な運営を期待する。

内部評価	適切
(関連事業) 内部評価	計画どおり

計画事業 63「多様な決済手段を活用した電子納付の推進」

経常事業	648	課税事務の効率的な運営
------	-----	-------------

事業概要

課税資料管理システムの運用など、課税事務の一層の効率化、適正化を図ります。

外部評価結果

(適切 / 改善が必要)

適切

外部評価意見

【評価】

令和7年1月に新システムへの移行が完了し、事業経費も執行率97.1%と、概ね予定どおりに事業を実施できたものと了解したため、「適切」と評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

当初課税業務の外部委託により、業務を効率化させて作業量を減らすことで、コスト削減を進めてもらいたい。

令和8年の標準準拠システムへの移行に向け、必要な準備を着実に進めてほしい。

【その他意見・感想】

本事業の事業経費の中には過年度の過誤納還付金のための費用が含まれており、この金額が大半を占めているが、内部評価シートからはそれが読み取れなかった。シートの記載に当たっては、取組と費用規模の記載に齟齬が生じることが無いよう、読み手の分かりやすさを意識してほしい。

内部評価	適切
------	----

外部評価結果

(良好 / おおむね良好 / やや不十分 / 不十分)

おおむね良好

外部評価意見**【評価】**

施設の保守点検や照明設備の LED 化とならんで、予防保全の考え方立った長寿命化の取組が計画に沿って進められている。長寿命化の取組はその基盤として、施設の劣化状況等のデータ化と、データ化した情報に基づいて修繕等の対象や時期に優先順位を付けて計画を策定し、それを実施していく体制を必要とする。今回評価した事業により、こうした体制が実践され、拡張が図られている。ただし、点検時における施設運営者との調整、工事入札における不調、マネジメントシステムの活用が特定部署に偏る傾向にあるといった課題が、一部の事業における一部の取組においてはあるが見られる。各所管課はこれらを課題として認識しており、今後の対策に期待する。

複合施設の建替えと本庁舎・分庁舎に関する検討調査については、社会状況や区民ニーズの変化・多様化、さらには施設の老朽化に対応するべく、各種の取組が着実に進められている。複合施設の建替えについては外部要因によって工期を延伸せざるを得なくなつたが、その影響を最小限に抑える方向での計画の柔軟な調整が図られている。今後の庁舎のあり方にかかる検討調査については、今回、外部評価委員会の部会として本庁舎を中心に視察を行った。執務環境や窓口・待合スペースに関しては、現在の庁舎における様々な工夫を知ることができたが、それらの工夫による空間制約への対応は限界に近づいているとの印象を持った。こうした中で事業化されている今後の庁舎のあり方にかかる調査検討は、令和 6 年度には、まちづくりの観点からの検討課題の整理等が進められた。

以上より、このテーマのもとでの区の取組状況は「おおむね良好」と評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

現行の「新宿区公共施設等総合管理計画」にも示されているように、公共施設については今後、公共施設の複合施設化とならんで多機能化や機能移転が進むと考えられる。区には、各種施設の管理運営を通して区民ニーズを的確に把握しつつ、ハードとソフトの両面で、既成の公共施設分類に必ずしも囚われない柔軟な視点の構築と、アクセス性を含めた利用者の利便性の維持、向上を期待する。

庁舎の将来的なあり方に関する検討については、まちづくりの視点とならんで、区民にとっての利便性の向上、および職員にとっての働きやすさという軸も基本に据えて具体化を進めてもらいたい。その際、特別出張所との関係（機能・役割分担）をどのようにするのかという点も十分考慮に入れていただきたい。

【その他意見・感想】

事業指標の設定方法について、各事業の取組状況を区民にもより理解しやすいものにする上で、以下のような点に改善の余地があるように感じた。できるだけ具体的な数字であること、

事業の課題・目的に対する達成度を把握できること、事業の計画全体から見ての達成状況が年度ごとに確認できること。

全国的には人口減少の局面に入っている中で、新宿区ではしばらく人口増加が続くと予測されており、また社会の多文化化も一層進んでいくと考えられる。公共施設のマネジメントがそうした変化に柔軟に対応するかたちで行われていくことを期待する。

障がい等を有する人の移動制約を低減し、相談を含む行政サービスをさらに利用しやすくするため、施設・庁舎の建物内および交通拠点から建物への動線におけるバリアフリー化にも引き続き力を注いで頂きたい。

内部評価

おおむね良好

計画事業	61	区有施設等の長寿命化(中長期修繕計画に基づく施設の維持保全)
------	----	--------------------------------

事業概要

個別施設計画の実施方針に基づき、区有施設の長寿命化と経費の削減・平準化を図るため、予防保全の考え方方に立った中長期修繕計画による、適切な修繕を行います。

外部評価結果

(計画以上 / 計画どおり / 計画以下)

計画どおり

外部評価意見

【評価】

防災関係施設については改修の実施時期が翌年度に変更されたものの、全体としては、区の個別施設計画に沿って劣化状況を適切に把握し修繕工事の計画、実施がなされたことから、「計画どおり」と評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

経費抑制や将来ニーズの変化予測に対応して修繕を部分的なものにとどめている施設もあるとのことだが、改修によって新たなニーズが生まれることもある。個別施設の管理運営を通して区民ニーズやその変化を継続的に分析、把握し、その結果を「新宿区公共施設等総合管理計画」の実施ないし次期策定にフィードバックするようにしてもらいたい。

区有施設の不具合に気づいた利用者や職員が、すぐに区へ報告でき、その後の対応状況も確認できる仕組みがあると良い。既存の「道路通報システム」のような仕組みを参考に、利用者の声を反映した施設管理の方策を検討してほしい。

【その他意見・感想】

工事費等の高騰により施設計画が実施困難になるような場合には、適宜予算の見直しも視野に入れながら対応を図る必要があるのではないか。

内部評価

計画どおり

計画事業	61	区有施設等の長寿命化([再掲]計画事業 26 まちをつなぐ橋の整備)
------	----	------------------------------------

事業概要

「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に補修・補強工事を実施し、橋りょうの健全かつ安全な維持管理を行います。

外部評価結果

(計画以上 / 計画どおり / 計画以下)

計画どおり

外部評価意見

【評価】

「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、対象となる橋の補修工事、協議、補修設計が行われたことから、「計画どおり」と評価する。

【その他意見・感想】

所管課へのヒアリングを通し、隣接区に跨る橋りょうの補修についても隣接区と役割を分担して漏れなく行われていることが分かった。引き続き、丁寧で計画的な定期点検の実施に努めてもらいたい。

「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」には橋の集約化・撤去も検討するとあるが、橋は住民の生活に欠かせないものになっている。対象となる橋の検討を進める際には、関係住民への十分な説明を欠かすことなく、慎重に行ってもらいたい。

内部評価

計画どおり

計画事業	61	区有施設等の長寿命化([再掲]計画事業 42 公園施設の計画的更新)
------	----	------------------------------------

事業概要

遊具等の公園施設について、「新宿区公園施設長寿命化計画」に基づき計画的な更新等を行い、安全で快適な公園づくりを進めます。

外部評価結果

(計画以上 / 計画どおり / 計画以下)

計画どおり

外部評価意見

【評価】

区内にある公園の状況を把握し、公園施設の更新工事と遊具の定期点検を実施し、安全で快適な公園づくりが図られていることから「計画どおり」と評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

公園は多様な世代が多様な目的で利用し、地域住民の交流も生まれる大切な場所である。公園の利用法における変化に対応しつつ、これまで以上に多くの区民が訪れる空間にするべく、新しい種類の施設や遊具を積極的に取り入れていってもらいたい。

温暖化対策の観点や、子どもにとっての環境学習の重要性を踏まえ、自然や生き物に触れられる場という視点からの公園づくり、公園整備にも引き継ぎ力を注いで頂きたい。

【その他意見・感想】

定期点検は不可欠であり、今後も確実に実施して頂きたい。

内部評価

計画どおり

計画事業	62	区有施設のマネジメント(牛込保健センター等複合施設の建替え)
------	----	--------------------------------

事業概要

牛込保健センター等複合施設前面の外苑東通り拡幅事業による施設への影響や、施設使用上の課題の解決、新宿生活実習所の定員の拡充等を図るため、牛込保健センター等複合施設の建替えを行います。建替え工事中は、牛込保健センターは旧都立市ヶ谷商業高等学校に、新宿生活実習所は旧都立市ヶ谷商業高等学校及び細工町高齢者在宅サービスセンターに、弁天町保育園は鶴巻南公園（仮園舎）に、榎町高齢者総合相談センターは防災センターに、それぞれ移転し施設の運営を行います。

外部評価結果

(計画以上 / 計画どおり / 計画以下)

計画以下

外部評価意見

【評価】

仮移転先での運営は計画どおりに継続実施されたが、新施設の建設工事については梁の打設不良および床スラブの施工不良という不測の要因により計画期間を延伸せざるを得なかった。工期の延伸に関しては対応が図られ、令和7年度中の開設、移転に向けた計画の調整がなされた点は評価できるものの、令和6年度の到達目標を達成できなかったことから、本事業の実施状況は「計画以下」と評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

新施設の完成後も引き続き、周辺環境への影響と利用者の利便性に十分配慮する視点を持ちながら施設を運営していってほしい。

工期延伸のため生じる費用に関する事業者との協議においては、区民が納得できる対応をして頂きたい。

【その他意見・感想】

この事業で発生した工期延伸に関して、現在は再発防止のため、区職員がより頻回に現場に足を運んだり、発注者として監理者・施工者とより密にコミュニケーションをとったりといった取組を実施されているとのことであった。それらに加えて、将来的な再発防止の観点から、事業者選定時には技術力等について厳格な視点を持つよう、入札方式の見直しも視野に入れた検討を行ってもらいたい。国や他の地方公共団体の取り組みも参考にしつつ、今回の事案を教訓に、むしろ新宿区がこの分野での先進的なモデルとなるような体制の構築に期待する。

公共事業は計画どおり円滑に進めることができ区民生活の安定・充実につながるため、着実な推進に努めてほしい。

内部評価

計画以下

計画事業	62	区有施設のマネジメント(旧都立市ヶ谷商業高等学校の将来活用)
------	----	--------------------------------

事業概要

旧都立市ヶ谷商業高等学校の跡地を、福祉、防災、教育等に資する場として、隣接する牛込第一中学校の敷地と一体で活用し、特別養護老人ホーム等の高齢者施設の設置や防災広場の整備、牛込第一中学校の建替えを行います。また、中町図書館を移転し、牛込第一中学校に併設します。

外部評価結果

(計画以上 / 計画どおり / 計画以下)

計画どおり

外部評価意見

【評価】

年度別計画については、校舎の解体工事にかかる外的要因により、本事業全体の期間が延伸されたことに伴い、令和7年度以降の部分も変更された。そのため、令和4年に区が発表した「整備工程」を基準にこの事業の計画全体を評価するならば、計画以下の部分が生じている。

その一方で、今回の評価対象である令和6年度の事業計画については、変更なく予定どおりに実施されたことから、その部分を「計画どおり」と評価する。

なお、事業期間延伸の影響は中学校校舎の立替え計画にも波及するが、建替えが予定されている現校舎については安全面での問題がないことを確認できた。

【今後の取組の方向性に対する意見】

区民、特に当該地域の住民の多くは、旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地にかかる事業計画を、牛込保健センター等の仮移転から中学校校舎の建替えまでを一体的に含むものとして認識している。そのため、区はこの事業計画の評価を年度単位の個別施設・個別工事についてだけでなく、全期間、全要素および関連事業を見渡す視野からも行い、その内容を区民に説明しつつ事業を着実に実行してもらいたい。

本事業は学校跡地を活用して各種の公共施設を整備するという、区内で先進性をもつものである。今後事業を進めていく中で、防災や酷暑対策などの面で新たな課題が認識されるようになった場合には、それらに対応して計画を調整するなど一定の柔軟性をもって臨んでほしい。

【その他意見・感想】

この事業による各種施設の整備によって、中学生と地域住民との交流や、地域図書館、防災広場、高齢者施設などを拠点とした住民間のつながりが一層活発になることを期待する。

本事業に限らず施設の整備においては、十分な駐輪場スペースの確保など、利用者のアクセス面での利便性にも引き続き十分配慮してもらいたい。

校舎解体に伴う埋蔵文化財発掘調査に関して、牛込第一中学校の生徒を含む近隣住民が発掘現場を間近に体験できるような機会を企画することも考えられるのではないか。

中学校校舎の建替え計画が遅延していることについては、やむを得ない事情に因るものとはいえ、児童の進学先についての選択肢に影響が生じることは否定できないのではないか。その影響を最小限に抑える視点をも持って取り組んでいただきたい。

内部評価

計画どおり

計画事業	62	区有施設のマネジメント([再掲]計画事業 46 区有施設の照明設備 LED 化)
------	----	--

事業概要

区有施設の照明設備を計画的に LED 化することにより、区有施設のエネルギー消費量削減の取組を推進していきます。

外部評価結果

(計画以上 / 計画どおり / 計画以下)

計画どおり

外部評価意見

【評価】

教育施設の照明 LED 化について調査・設計、およびその他の区有施設の LED 化に向けた検討が予定どおり実施されたことから、「計画どおり」と評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

この事業の進捗状況を測る指標は工事完了施設数を基準にしている。しかし、水俣条約との関係で直管蛍光灯の LED 化は喫緊の課題となっているため、工事を要する施設や照明設備の総数に対する工事実施件数の割合を指標に設定して事業進捗率を示すようにする方が、区民の理解と安心につながるのではないか。

【その他意見・感想】

本事業の終了後には、ESCO 事業により実施された電気設備の改修について、その効果検証が行われることを期待する。

照明設備の LED 化は不可避であり、計画的に完遂してもらいたい。

内部評価

計画どおり

経常事業	658	区立住宅の維持保全
------	-----	-----------

事業概要

「新宿区公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕・改善を実施し、区立住宅の有効な活用を図ります。

外部評価結果

(適切 / 改善が必要)

適切

外部評価意見

【評価】

「新宿区公営住宅等長寿命化計画」に則り、令和6年度は4住宅が修繕の対象であったが、そのうちの1件は建物の劣化状況から実施時期を他年度に変更し、別の1件は入札不調により計画どおりの実施ができなかった。年度計画に沿った実施ができなかった工事は予防保全の観点から計画されていたものであり、建物や施設において速やかな工事実施を必要とするような機能不全は起きていないため、工事予定が次年度以降に変更となっても支障がないことを確認した。加えて、入札不調に関しては所管課による要因分析が行われており、令和7年度にはスケジュール面の対応が図られていることを確認した。

以上から、この事業は「適切」と評価する。ただし、入札に関する課題は継続している部分があるため、必要な工事を適切なタイミングで実施できるようにするための検討が引き続き行われることが望まれる。

【今後の取組の方向性に対する意見】

入札に関しては、工費に加えて季節によって変動する業者の稼働状況なども考慮に入れた条件設定を検討するとともに、市場動向によっては予算面を見直す必要性を検証する視点も持つて、住宅保障の基盤維持を確実に図ってもらいたい。

【その他意見・感想】

定期点検および建物の劣化状況等の把握に基づいた計画的な修繕を、引き続き適切に実施してもらいたい。

本事業からは引いた視野からの意見になるが、住宅セーフティネットの一環で一定規模の区立住宅を維持していく区の方針は理解できる一方で、今後区立住宅の老朽化がより進んでいくことを踏まえ、住宅セーフティネットの事業趣旨を継続しつつ、区が確保する住宅ストックについて、借上型・所有型の構成を将来的にどうしていくのかの検討を深めていってもらいたい。

内部評価	適切
------	----

経常事業	659	道路の維持保全
------	-----	---------

事業概要

道路施設のアセット・マネジメントの考え方に基づき、計画的に修繕を実施し、区道の安全な維持管理を行います。

外部評価結果

(適切 / 改善が必要)

適切

外部評価意見

【評価】

アセットマネジメントの考え方に基づいて、令和4年度に実施された路面性状調査の結果を元に予防保全型の補修工事を計画的に実行することで、中長期的なコストの低減と安全性維持が図られた。以上より、本事業は「適切」と評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

経常事業495「道路の維持管理」と一体的に、道路監察および雨水樹の清掃等による冠水対策、さらには歩道面の適切な勾配確保を含む道路の適正な維持管理に力を注いでもらいたい。また、道路の不具合への対応については区が導入・運用しているLINEによる道路通報システムが有効であることから、区民に対しても一層の周知を図られたい。

【その他意見・感想】

区では、毎年区内道路の対象路線について路面下空洞調査を実施しており、車道は3年に一度、歩道は4年に一度のサイクルで、路面下に空洞が生じていないかの点検と、それに基づく必要な対策を実施していることが確認できた。

雨水樹の清掃に関しては、雨水樹の中にたばこやごみのポイ捨てをしたり、掃き掃除した落ち葉を落としたりしないよう、地域との連携や協力の呼び掛けも重要であると感じた。

内部評価

適切

経常事業	662	本庁舎整備検討調査
------	-----	-----------

事業概要

区役所本庁舎及び分庁舎は、機能の分散化や窓口の待合スペースの混雑など様々な課題を抱えているため、今後のあり方について、調査・検討を実施します。

外部評価結果

(適切 / 改善が必要)

適切

外部評価意見

【評価】

今回、外部評価委員会部会として本庁舎等の視察を行った。現本庁舎での行政活動に対する建物スペースは限界に近づいていることが観察された。そうした状況にあって、「庁舎のあり方庁内検討結果報告書」(令和5年3月)で示された方向性を具体化するかたちで、本事業が、年度当初の取組方針に沿って調査・検討、整理を進めたことから、この事業の実施状況は「適切」と評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

各論的な視点と並んで検討の次段階を見据えた総合的な視点も引き続き持ちつつ、本事業が着実に推進されることを期待する。

その際、数十年先を見据えて、区のシンボル的存在にすることと併せて規模の大きい区庁舎に集中させた方が効率的で区民サービスの向上につながる業務や行政資源と、特別出張所などに分散した方が望ましい業務やサービスとが、それぞれどのようなものであるのかについての検討も深めてもらいたい。

庁舎に持たせる機能あるいは区の資源配置の態様は、デジタル技術の活用法を含む業務のあり方、総合窓口の設置といったサービス提供の仕方、さらには職員の働き方をどのように定義するのかによって自由度を高められる面もある。今後の調査・検討がその見地から、他の自治体の事例を参照しつつ、業務のあり方や職員の働き方という点にも重点を置いて行われることを期待する。

現在、3つの敷地を候補地としているが、本庁舎・分庁舎を建て替える場合の仮庁舎の確保、および、その際の費用や、仮庁舎期間の区民や職員への影響といった点については、まだ具体化していないように見受けられる。また、現庁舎を建て替える場合は、庁舎の引っ越しを2回行う必要があり、仮庁舎のための借上げ施設の確保等に課題があるという点を、事業スケジュールの評価・検討においては十分に考慮する必要がある。今後、それらの点についても検討を深めてもらいたい。

【その他意見・感想】

今回、新庁舎に求められることを区民目線、職員目線など多面的に検討されていること、また、現在の区有地の中から容積率などを加味して必要な敷地面積が確保できる土地を幅広く分析して候補地が検討されていることを知ることができた。

現本庁舎は新宿サブナードに直結しており、来庁者や職員にとって利便性の優れた立地にある。新庁舎整備にあたっては、こうした利便性を維持・向上させる視点から、必要に応じて新宿駅周辺の再開発事業などとも連携を取りながら、駅との接続性や動線の確保についても検討してほしい。

現在の本庁舎は老朽化はしているものの特徴的な意匠を備えており、愛着を感じている区民も少なくないはずである。本庁舎を移転することになった場合には、現本庁舎の一部を図書館やホールなどの形で残して活用することも検討してほしい。

新庁舎整備は、区民が夢と誇りをもつて施設となるよう、職員が働きやすく、来庁者にも温かく対応できる環境づくりを目指して進めてほしい。

内部評価	適切
------	----

経常事業	665	区公共施設の計画保全
------	-----	------------

事業概要

区施設の管理者へ、予防保全を目的とした修繕計画を提案します。また、「建築基準法」に基づく法定点検や改修内容のデータ化の業務委託を実施し、その結果に基づきデータを更新して、修繕計画に反映させます。

外部評価結果

(適切／改善が必要)

適切

外部評価意見

【評価】

建築物保全業務支援システムの運用、および、法定点検に関する取り組みはいずれも、年度の取組方針に沿って計画的に実施されたことから「適切」と評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

施設管理者に対して点検結果を通知して指摘事項の改善を促したとのフォローアップも、しっかり行ってもらいたい。

【その他意見・感想】

法定点検による立ち入り検査時に施設管理者の協力がよりスムーズに得られるようになるための有効な方策について、検討が進められることを期待する。

所管課が作成する内部評価シートの「主な課題」欄の記載内容について、主に業務タスクが課題として記されているように読める。目的に対する手段の有効性を評価・検証する視野から、タスクを遂行する上での改善点とそれへの対応策の検討を引き続き行いつつ事業を推進してもらいたい。

内部評価	適切
------	----

経常事業	666	土木アセットマネジメントシステムの運用
------	-----	---------------------

事業概要

道路や公園など土木施設の台帳を土木アセットマネジメントシステムで管理します。また、路面性状調査など必要な調査、点検を定期的に実施し、結果をシステムに取り込み解析することで、資産の長寿命化や予算の平準化を図ります。

外部評価結果

(適切 / 改善が必要)

適切

外部評価意見

【評価】

システムの安定的な管理運用がなされており、全庁的な利活用の促進も図られていることから、本事業の実施状況は「適切」と評価する。ただし、特にシステムの利活用拡大については課題もあり、今後の取組に期待する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

システムの全庁的な利活用拡大を図る方法に関して、研修の案内や研修自体の内容に、区内外の多様な分野での活用例を紹介するなどして、システムを活用した業務効率化やサービス向上について具体的に考えてもらえるようにすることが有効ではないか。また、各部署の抱える課題を把握し、それへの対応として本システムのユースケースを提示し、その具体化を図るというアプローチもあり得る。

本事業を推進する上で、指標の工夫も考えられるのではないか。具体例として、区の扱う情報の電子化率、システムで完結的に行える業務数/率、システムの利用により削減された工数などを指標に設定することが挙げられる。そうした指標があると、システムの利活用状況や効果が区民にもより見えやすいものになるはずである。

システムへの新規情報の搭載を円滑かつ確実に行うための運用面での改善と、区民の利便性向上と区行政の効率化につながるシステムの利活用拡大がさらに進むことを期待する。

【その他意見・感想】

サービスを利用する区民の視点からすると、たとえば道路調査の際、都市計画課と土木管理課のそれぞれで、都度、紙で依頼書を作成しなければならないことには負担を感じる。行政のデジタル化に対する社会的要請は今後ますます高まっていくはずである。こうした中で、電子的システムで完結できる業務や行政サービスを増やしていく必要があると考える。

内部評価	適切
------	----

外部評価結果

(良好 / おおむね良好 / やや不十分 / 不十分)

おおむね良好

外部評価意見**【評価】**

総合防災訓練の14年ぶりの実施や避難所・福祉避難所の体制整備、備蓄物資の充実や計画的更新など、区では防災対策の強化のために多面的かつ積極的に取り組んでいることが確認できたことから、「おおむね良好」と評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

総合防災訓練は定期的に実施し、実施しない年度でも図上訓練などを継続実施することで、発災時における対応力の実効性の確保を図ってほしい。

また、各避難所で実施される防災訓練については、参加者が自分たちで発災状況を想定しながら自主的に参加・運営する、実践的な参加型訓練の実施を推進してほしい。

区民の防災力向上には、平時からの啓発活動と具体的な行動指針の提示が不可欠である。広報新宿や区ホームページによる周知だけではなく、即時性の高いSNS等の活用や、新宿区防災ハンドブックの積極的活用により、多様な世代に向けた情報発信のため、発信内容や手段に工夫を図りながら、区民の防災意識についてより一層の啓発を進めてほしい。

【その他意見・感想】

区で作成した「避難所開設キット」や、現在作成中の「福祉避難所開設キット」は、一般的なマニュアル型とは異なり、ファンクショナル・アプローチの視点を取り入れた機能型キットであり、発災時以外にも訓練などの場面で繰り返し活用できる優れた内容となっている。こうした有用性を踏まえ、他施設への展開や区内でのさらなる周知を進めてほしい。

なお、このキットの特長について、ヒアリング時の説明だけでは十分に伝わりきらなかった。本テーマに限らず、今後区での事業実施に当たっては、必要な関係部署との横連携も深めながら、職員知識の研鑽と説明力の向上に向けた取組について、一層の充実を図られたい。

在宅避難の推奨にあたっては、各家庭での備蓄や行動指針について、より具体的な情報提供と啓発を行うとともに、在宅避難者が多くなるという前提を踏まえて備蓄を充実させるなど、在宅避難体制の強化をより一層図ってほしい。

区では、鉄道事業者や駅周辺企業等の民間企業を含む「新宿駅周辺防災対策協議会」において、帰宅困難者対策を中心に様々な連携を図っているとのことであった。今後は、このような協議会等を機会も活かしながら民間企業等との連携を強化することで、区の防災対策の取組をさらに前へ進めてほしい。

内部評価

おおむね良好

計画事業	29	-	高齢者や障害者を対象とした福祉防災の充実
------	----	---	----------------------

事業概要

区では、区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、逃げないですむ安全なまちづくりを目指しています。高齢者、障害者等の要配慮者の防災対策の分野では、災害関連死をなくすことが最重要課題だと考えています。要配慮者が普段利用する障害・介護サービス事業者との連携等の取組を行っていますが、自宅が被災した要配慮者の受け入れ先の確保も必要となります。要配慮者が安心できる避難所体制とするため、災害発生時に要配慮者を収容する福祉避難所（二次避難所）に指定する通所系の高齢・障害の施設について、施設ごとの課題を踏まえた避難所の役割の明確化や運営の具体化の検討、避難所開設・運営訓練の支援等を行っていきます。これらの取組により、より確実な避難所管理体制の確保と災害時における要配慮者支援体制の充実を図ります。

外部評価結果

（計画以上 / 計画どおり / 計画以下）

計画どおり

外部評価意見

【評価】

令和6年度に予定されていた高齢施設4所、障害施設3所の計7施設に対し、施設ごとの課題分析、「福祉避難所開設キット」の作成・納品、図上演習、避難所開設・運営訓練を実施し、年度当初の計画は概ね達成された。対象施設職員の積極的な参加も見られ、一定の体制強化が図られたことから、「計画どおり」と評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

本計画事業では、委託事業者のキャパシティのため一年に実施できる施設数に制約があるとのことであった。いつ起こるか分からない災害への対策事業は、その推進スピードが重要であることに鑑みると、本事業実施においては一つの委託先に依存するのではなく、複数の事業者等との連携などの検討も行うべきではないか。

福祉避難所施設において、福祉避難所開設の手順を明確にするとともに、一次避難所との連携を強化し、要配慮者の移動訓練等を含めた実践的な防災訓練をしてほしい。

福祉避難所開設キットの作成と訓練を令和6年度に実施した施設においては、令和7年度以降も引き続き毎年訓練を実施するようにしてほしい。また、指定管理施設での訓練等については、指定管理者の更新時期と訓練スケジュールを連動させ、指定管理者交代直後のタイミングで効果的に訓練を実施することが重要と考える。

【その他意見・感想】

第三次実行計画において、高齢施設 20 所の実施予定について計画策定当初は令和 8 年度に完了予定としていたものを、令和 6 年度中に修正し、令和 9 年度完了予定に延長している。

計画の柔軟な見直しは必要だが、高齢施設における体制の充実は区民ニーズも高いと思われる中で、完了予定時期が先延ばしされており、中長期的な視点で見ると、必ずしも計画どおりに事業が進んでいるとは言い切れない部分があるのではないか。

区では AI 等 ICT 技術の利活用を積極的に推進しているとのことであった。本事業においても計画推進のため AI の活用を検討してはいかがか。

内部評価

計画どおり

経常事業	357	女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難所運営体制の充実
------	-----	-------------------------------

事業概要

避難所において、女性をはじめ配慮を要する方の視点を取り入れた避難所の管理運営体制の充実を図ります。

外部評価結果

(適切／改善が必要)

適切

外部評価意見

【評価】

令和6年度に、各特別出張所からの意見を踏まえ、女性や要配慮者の視点を反映した避難所運営マニュアル標準版の改定案が作成されている。

また、避難所開設キットにも女性専用スペースや相談窓口、授乳室、着替え室等の設置が明記されるなど、支援体制の充実が図られていることから、「適切」と評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

マニュアルの改定完了後も、猛暑や集中豪雨、感染症の流行等の予期せぬ事態に備え、訓練時に出た意見等を参考に常に住民ニーズの把握に努めながら、マニュアルのブラッシュアップを続けてほしい。

避難所に対する不安の払拭と理解促進のため、より一層の情報発信に努めてほしい。例えば、女性向けの防災訓練を実施するなどして避難所の運営体制を体験する機会を設けるなどしてはどうか。

現状では、区内各地域での避難所防災訓練において「女性をはじめ配慮を要する方の視点を取り入れた避難所運営」のための訓練の実施は一部に留まっている。今回の改定マニュアルや避難所開設キットを活用し、より実践的な訓練をより多くの避難所において実施してほしい。

【その他意見・感想】

要配慮者専用スペースの設置に加え、避難所での不安やトラブルに対応できる相談窓口があれば、避難所におけるより一層の安心につながるのではないか。

内部評価

適切

経常事業	358	福祉避難所の充実と体制強化
------	-----	---------------

事業概要

災害時の要配慮者の在宅又は避難所生活における必要な事項等を記載する、要配慮者災害用セルフプランの作成勧奨を実施し、広く普及啓発を行います。また、「新宿区二次避難所（福祉避難所）運営マニュアル」に基づいた二次避難所（福祉避難所）の開設・運営訓練を実施します。さらに二次避難所（福祉避難所）の備蓄物資を計画的に更新し、災害時応急体制の強化を図ります。

外部評価結果

（適切／改善が必要）

適切

外部評価意見

【評価】

要配慮者災害用セルフプランについて、新規対象者に対して作成勧奨通知を送付し、介護事業者や関係団体等への周知・啓発活動も積極的に実施された。

また、福祉避難所の備蓄物資（水・お粥）の更新や携帯トイレの追加配備、災害対策本部開設・運営訓練の実施など、体制強化に向けた取組が行われたことから、「適切」と評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

要配慮者への支援においては、民生・児童委員や事業者、関係団体等と連携し、継続的なフォローアップ体制を構築することが望ましい。例えば、セルフプラン等については、対象者への送付後も、記入や携帯について、支援者による声かけなどを通じて確認・啓発を行ってほしい。

要支援者に対する理解促進を図るため、支援者や関係団体だけでなく、一般の区民への制度周知も進めてほしい。

福祉避難所の開設にあたっては、一次避難所との連携を含めた訓練を実施し、災害時の受け入れ体制の実効性向上を図ってほしい。

【その他意見・感想】

災害用セルフプランの携帯版である「あんしん手帳」の次回改訂時には、外出先で参照するという本来目的に鑑みると、外出中に発災した場合に取るべき行動などの情報も必要ではないか。地震に限らず、水害等の発災時の行動指針も含めた形で、外出中に参照する情報の内容整備を検討してほしい。

内部評価	適切
------	----

経常事業	359	災害用備蓄物資の充実
------	-----	------------

事業概要

避難所の食糧等の更新を計画的に行うとともに、備蓄物資の品目や数量等を精査し、災害時における避難所の機能の充実を図ります。また、避難所の備蓄物資を補完するため、拠点となる区備蓄倉庫を整備し、円滑な備蓄物資の供給体制を確保します。

外部評価結果

(適切 / 改善が必要)

適切

外部評価意見

【評価】

賞味期限や使用期限を迎える備蓄物資の計画的な更新、毛布や携帯トイレの追加配備、避難所備蓄倉庫の整理整頓や写真掲示による見える化など、災害時の避難所機能の維持・強化に向けた取組が適切に実施されていることが確認できた。以上のことから、「適切」と評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

気候変動や人口動態の変化に応じて、備蓄物資の内容や数量には不断の見直しが求められるところから、関係機関や地域住民との積極的な連携を期待する。

また、発災時間帯や区内の多様な地域特性に柔軟に対応できるような備蓄体制の構築の検討も必要ではないか。

更新期限を迎える備蓄物資については、消費期限の有無、衛生面、耐久性等、品目ごとの特性を踏まえ利活用の方針を整理し、効果的な活用が期待できる団体等との連携を図るなど、可能な限り再活用するようにしてほしい。

区では発災時に在宅避難を推奨しているが、在宅避難者への対応も含め、備蓄物資の配布ルールやマニュアル整備を検討してほしい。

【その他意見・感想】

昨年度実施された在宅避難啓発セットの全戸配布は、区民の防災意識向上に資するものであった。今後も区民に対し継続的に、日頃からの備えの重要性について効果的な啓発を行ってほしい。

内部評価	適切
------	----

経常事業	372	災害訓練等の実施
------	-----	----------

事業概要

避難所防災訓練や起震車訓練などを実施するとともに、町会・自治会等による自主防災訓練を支援し、地域防災力の向上を図ります。

外部評価結果

(適切 / 改善が必要)

改善が必要

外部評価意見

【評価】

本事業では地域防災力向上に向けた多様な訓練が実施されているが、令和6年度当初時点の課題として小中学校の児童・生徒と連携した訓練実施を掲げていたところ、令和6年度末時点でも全く同じ課題が引き続き掲げられており、改善の状況を確認できなかった。小中学校の児童・生徒と連携した訓練を実施できた13所という数字も、区内の全小中学校数が39校であることを考えると実施割合が高いとは言えず、「改善が必要」であると評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

小中学校の児童・生徒と連携した訓練実施を推進するため、児童・生徒が参加しやすいよう工夫をしてはどうか。また、小中学生の訓練参加をより効果的に進めるため、教育委員会との連携も検討されたい。

総合防災訓練は14年ぶりの開催だったとのことだが、発災時の初動対応の円滑化のためにも、今後も定期的に実施してほしい。

また、開催に当たっては、区民が参加しやすい企画の開催など、訓練の魅力向上も合わせて検討してほしい。

避難所防災訓練は、避難所ごとに訓練内容に差が見られるため、実際に避難所開設キットを活用した訓練を実施するなど、発災時にスムーズに避難所を開設できるよう、より実効性の高い訓練の実施を推進してほしい。

【その他意見・感想】

町会・自治会未加入者や訓練への未参加者、関心が低い区民に対する情報提供手段の工夫も検討されたい。

発災後に帰宅困難者が避難所へ立ち寄ることを想定し、例えば帰宅困難者一時滞在施設の地図を配布するなど、帰宅困難者一時滞在施設への案内がスムーズに行えるような対応を検討する必要があるのでないか。

現在は本事業において定量的な目標設定を行っていないことであるが、今後は目標値の設定とその周知を行い、区民の意識向上と訓練への参加促進を図ってはどうか。

内部評価

適切

経常事業	376	ペット防災対策事業
------	-----	-----------

事業概要

災害時の避難所において、公衆衛生の観点から人と動物を分離し、被災動物を保護するための普及啓発とあわせて、各避難所への災害用動物用品の配備等を行います。

外部評価結果

(適切 / 改善が必要)

適切

外部評価意見

【評価】

本事業は、避難所運営者および区民に対する普及啓発活動を多面的に展開し、災害時のペット同行避難に備えた体制づくりを進めている。パンフレットや講座、イベント出展、広報誌・ホームページでの情報発信に加え、外国人住民への対応として多言語化を進めている点も評価できる。また、獣医師会との連携による動物用品の配備も着実に実施されている。以上のことから、「適切」と評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

ペット防災の必要性について、ペットを飼っていない人や外国人を含め、広く区民に伝えるため、パンフレットの多言語化だけでなく、SNSや動画などを活用した視覚的で分かりやすい情報発信手段を検討してほしい。また、普及啓発に当たっては啓発の効果を測定するため、定量的な目標を設定して取り組んでほしい。

ペット防災に関する啓発は、飼い主のマナー向上を含めて継続的に取り組む必要がある。平時から散歩時の糞尿処理やリードの着用など、基本的な飼育マナーが守られていないケースも見られ、災害時のトラブル防止のためにも日常的なマナー啓発が重要である。

【その他意見・感想】

ペット用の避難スペースを設けている避難所において、そのスペースは全て屋外を予定しているとのことだった。ペットを家族同然と考える人は多く、災害という非常時においてペットと離れることにより精神的負荷を感じる人も少なくないと思われる。ペットと離れがたい精神状態にある人と、動物が苦手な人やアレルギーがある人、双方に配慮した避難所環境づくりのため、ペット同室避難や、ペットと一緒に避難できる専用避難所の整備などを検討してほしい。

内部評価

適切

第3章 今後に向けて

今年度の評価作業では、令和6年度に外部評価委員会で取りまとめた行政評価制度見直しに向けた提言を踏まえ、外部評価委員会が設定する重点テーマに基づく計画事業と経常事業の評価をした上で、テーマ別評価を実施するという、新たな手法での評価を試行実施した。

ここでは、今年度の評価作業の全体を通じて浮き彫りになった課題や問題点、さらには今後の展望を記す。

区におかれても、これらの意見を十分に受け止めていただき、引き続き、行政評価の質を高めていくように取り組んでいくことを望む。

1 評価の視点について

（1）事業評価での評価視点とテーマ別評価での評価視点

今年度から導入されたテーマ別評価により、一つのテーマに基づいた事業の関連性が把握しやすくなり、議論の深まりや評価作業の円滑化につながった。

一方で、個別の事業の評価において必要な評価の視点と、テーマ全体を広く捉え評価する際に必要な視点が、必ずしも同じとは限らず、事業評価とテーマ評価で視点が錯綜することがあった。評価作業における混乱を避けるためには、「事業は個別に事業の視点で」「テーマは広い視点で」というように、評価の視点を明確に設定しておくことが望ましいのではないか。

（2）中長期的な評価視点

現在は、内部評価・外部評価ともに前年度実績に基づく評価が中心だが、数年間かけて進められる事業など、特に中長期的な視点が求められる事業では、それだけでは不十分な可能性がある。計画事業は毎年度計画の見直しを実施しており、見直し後の計画どおりに実施された事業が、区民目線でも順調に進んでいると言えるとは限らない。今後は、複数年度に渡る視点で評価する考え方も検討してはどうか。

（3）他自治体との比較視点

今年度の評価を通じて、他自治体の取組を参考にすることの有効性が改めて認識された。今後は、区の事業を振り返る際に、新宿区の施策や事業の改善に活かす視点を持ちながら、必要に応じて他自治体の情報を収集し比較することも必要ではないか。

2 内部評価シートの記載内容について

内部評価シートの作成にあたっては、事業の背景や課題、取組内容が、予備知識のない読者にも分かりやすく伝わるような記載を心掛けてほしい。特に、「主な課題」や「取組方針」の内容が年度当初と年度末で全く同じ内容となっているケースが多く見られたが、事業の進捗や実績を踏まえれば、内容に変化があるべきである。

また、課題欄には「 を行う必要がある」のように、事業において実施する内容をそのまま記載しているものも多いが、目的に対する手段の有効性や改善点を評価・検証する視点に鑑み、タスクを実施する上での課題点とそれへの対応策の検討を示すものとなるよう、記載を工夫してほしい。

あわせて、現在の内部評価シートは、定性的な記述が中心で情報が体系化されていないという課題も抱えている。行政評価制度の実効性を高めるため、時間をかけてでもKPI（重要業績評価指標）の整備や定量的な指標の導入を進めるべきである。さらに、定量的な指標や実績値についても、全体母数が示されていないと進捗状況の判断が難しいため、可能な限り全体量を併記するなど、フォーマットの改善も検討してほしい。

3 ヒアリングについて

ヒアリングでは、事前に示した質問だけでなく、その場で事業の詳細に関する追加質問も多く挙がる。また、テーマ別評価により分野横断的に事業や取組の確認を行うため、事業担当課の所管外の情報も含めた広い視点での議論が進むようになってきている。こうした状況を踏まえ、より充実した議論と的確な評価につなげるために、ヒアリングの際には部署間の連携・情報共有を意識するとともに、事業内容に精通した実務担当者等も出席する運用の形としてはどうか。

以上、「今後に向けて」として、課題等を整理した。

今年度の評価の試行結果を振り返って浮かび上がったこれらの課題については、来年度からの新たな手法による行政評価の本格実施の機会を捉え、行政評価制度をより一層効果的に推進していくためにも、検討・改善を図ってほしい。

< 資 料 >

1 新宿区外部評価委員会委員名簿

部会名 担当分野	氏 名	役 職	所 属 等
第1部会 まちづくり 環境 みどり	竹内 真雄	部会長	大東文化大学法学部政治学科 教授
	戎井 一憲		公募区民
	風間 義民		公募区民
	大川内 初実		新宿区エコライフ推進協議会
	大西 秀明		新宿区防災センター連絡協議会
第2部会 福祉 子育て 教育 くらし	山本 卓	副会長 部会長	法政大学法学部政治学科 教授
	小宮 領		公募区民
	藤川 裕子		公募区民
	御所窪 和子		新宿区民生委員・児童委員協議会
	津吹 一晴		新宿区町会連合会
第3部会 自治 コミュニティ 文化 観光 産業	稻継 裕昭	会長 部会長	早稲田大学政治経済学術院 教授
	小杉 美恵子		公募区民
	佐伯 康之		公募区民
	中曾 清之		東京青年会議所
	安井 潤一郎		新宿区商店会連合会

2 新宿区外部評価委員会条例

平成 19 年 6 月 21 日
条例第 45 号
改正 平成 20 年 3 月 19 日条例第 1 号
令和 2 年 3 月 17 日条例第 1 号

(目的及び設置)

第 1 条 行政評価の客觀性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保するため、区長の附屬機関として、新宿区外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 行政評価 新宿区(以下「区」という。)が実施する施策及び事業について、区長が別に定める成果指標等を用いることにより、その達成度、効率性、成果、妥当性等を分析し、及び検証することをいう。

(2) 外部評価 区の機関(議会を除く。)が実施した行政評価の結果を踏まえ、当該行政評価の対象となった施策及び事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析し、及び検証することをいう。

(委員会の所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 外部評価を実施し、その結果を区長に報告すること。
- (2) その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議し、答申すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 3 人以内
- (2) 区民 6 人以内
- (3) 区内各種団体の構成員 6 人以内

(委員の任期等)

第 5 条 委員の任期は 4 年以内とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員の解職)

第 6 条 委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、区長は、その職を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(会長及び副会長)

第7条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(部会)

第9条 委員会は、調査及び審議の効率的な運営を図るため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属すべき委員のうちから会長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を総括し、並びに部会の調査及び審議の経過並びに結果を委員会に報告する。

(委員以外の者の出席等)

第10条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総合政策部企画政策課が担当する。

(平20条例1・令2条例1・一部改正)

(公表)

第12条 区長は、第3条第1号の規定による報告を受けた外部評価の結果を公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(平20条例1・一部改正)

附 則

[以下 略]

3 新宿区行政評価制度に関する規則

平成 26 年 3 月 31 日
新宿区規則第 26 号

(目的)

第 1 条 この規則は、新宿区（以下「区」という。）の行政評価制度に関し必要な事項を定めることにより、区が実施する施策及び事業の適切な進行管理を図り、効果的かつ効率的な区政運営に資するとともに、区政運営について区民への説明責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

行政評価制度 次に掲げる一連の手続をいう。

ア 第 3 条から第 5 条までの規定による内部評価の実施及びその結果の公表

イ 第 6 条の規定による外部評価の実施及びその結果の公表

ウ 第 7 条の規定による総合的判断及びその結果の公表

行政評価 区が実施する施策及び事業について、区長が別に定める成果指標等を用いることにより、その達成度、効率性、成果、妥当性等を分析し、及び検証することをいう。

内部評価 区の機関（議会を除く。）が実施する行政評価をいう。

外部評価 内部評価の結果を踏まえ、当該内部評価の対象となった施策及び事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析し、及び検証することをいう。

部等 新宿区組織条例（昭和 49 年新宿区条例第 3 号）第 1 条に規定する部、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査事務局をいう。

部長等 部等の長（会計室にあっては会計管理者、教育委員会事務局にあっては教育委員会事務局次長）をいう。

(内部評価の実施の時期及び対象)

第 3 条 内部評価は、毎年度実施するものとし、その時期並びに対象とする施策及び事業は、年度ごとに区長が別に定める。

(内部評価委員会の設置)

第 4 条 内部評価を適正に実施するため、部等ごとに、内部評価委員会を置く。

2 内部評価委員会は、部長等及び課長（これらに相当する職にある者を含む。）その他部長等が指定する職員をもって構成し、部長等が主宰する。

(内部評価の実施及びその結果の公表)

第 5 条 内部評価委員会は、第 3 条の規定により内部評価の対象とされた施策及び事業（以下「評価対象施策・事業」という。）のうち当該部等に係るもの（教育委員会事務局に置かれる内部評価委員会にあっては、中央図書館に係るものを含む。）について、総合

政策部長と協議の上、内部評価を実施するものとする。

2 部長等は、前項の規定により実施した内部評価の結果を区長に提出するものとする。

3 区長は、内部評価の結果を決定したときは、これを速やかに公表するものとする。

（外部評価の実施及びその結果の公表）

第6条 外部評価の実施及びその結果の公表については、別に定めるところによる。

（総合的判断及びその結果の公表）

第7条 部長等は、内部評価及び外部評価の結果を踏まえ、評価対象施策・事業のうち当該部等に係るもの（教育委員会事務局次長にあっては、中央図書館に係るものも含む。）について、総合政策部長と協議の上、その方向性を検討し、その結果を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の規定により提出された同項の結果に基づき、評価対象施策・事業について、その方向性を総合的に判断し、その結果を速やかに公表するものとする。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、総合政策部長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。